



「入れ墨」事件 平成24年1月31日

仏像写真の仏像と入れ墨の仏像のそれぞれの顔を対比すると、両者には、以下のとおりの**表現上の相違**も認められる。すなわち、仏像写真の仏像の顔では、その眼は、中央からゆるやかな弧を描くように上向きに表現されていること、鼻は、直線的に細長く表現されていること、唇は、上唇の中央部を切り結び、引き締まったような表情で表現されていること等の点において特徴がある。入れ墨の仏像の顔では、眼は、**ほぼ水平方向**に描かれていること、鼻は、**横に広くふくらみ**をもった形状に表現されていること、唇は、**上唇が厚くふくらみ**をもって表現されていること、頬や顎は、**墨の濃淡により、丸みを帯びる**ような表現がされていること等の点において特徴がある。

入れ墨は、**墨の濃淡等によって、表情の特徴や立体感を表すための工夫がされている**点等を総合すると、思想、感情の創作的な表現がされていると評価することができる。

原審(東京地裁230729)は、①本件入れ墨は著作物性を有する ②被告らの本件画像及び本件各ホームページを掲載する被告らの行為は、氏名表示権及び同一性保持権を侵害すると判断